



## 新専門医制度レビュー

副会長 小沢 忠彦

日本眼科学会認定眼科専門医は「全眼科専門医一括乗り換え方式」で日本専門医機構認定眼科専門医（新専門医）へ移行することが決まりました。

新専門医制度の運営母体となる日本専門医機構は、厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会」の報告を受け平成26年5月に設立されました。同年各科の委員に向け、専門医制度改革を行う理由、基本理念、骨子などが説明されました。新専門医制度では各学会への所属義務は専門医資格の取得、更新の条件から外されると説明され、出席委員は複雑な感情を持ったようです。その後学会外しの様相が強くなり、これに反発した各科は新専門医制度への移行を渋りました。しかしこの数年日本専門医機構の態度が柔軟になり、学会への所属や主体性を認めたことで、新専門医制度への移行が急激にすすみました。眼科の新専門医制度への移行のタイミングは、他科に遅れることなくかつ早すぎることもないことが大切で、2022年10月となりました。

日本専門医機構は当初から「専門医の質を担保し、国民に良質な医療を提供する」という基本理念を掲げています。最近では専門医機構の対応が柔軟になりましたが、基本理念は全く変わっていません。厚生労働省の「医療改革」への外圧に屈しない強固な意思を感じ取れます。私たちにとって注意すべき事項を挙げます。

**診療実績**のある医師が専門医である。専門医受験時だけでなく更新においても実際に診療に従事していることの確認が必要で、ペーパードクターは認めない。

国民が安心できる医療を提供するため、**医療安全**、**感染対策**、**医療倫理**の3項目を重視する。これらは専門医共通講習の必須項目となる。

専門医としての**質が担保**されなければならない。専門医は共通する標準化された研修を受け、第三者によって評価され、専門医の質を担保する必要がある。

更に制度が自律的に運用されるべき（プロフェッショナルオートノミー）と提言しています。対応が不十分で自律的でないと判断された場合は、第三者が外部の立場で制度設計する可能性があります。その結果眼科の実態にそぐわない、眼科医にとって不都合で窮屈な制度になってしまう可能性があります。

日本眼科学会と日本眼科医会では、医療倫理の共通講習を眼科の実態に合う形で行うことにしました。この講習を視聴していただき倫理に問題ないと判断され、更に実際に臨床に従事していることが確認できれば臨床証明が出されます。これで日本専門医機構が求める診療実績と医療倫理講習の条件を満たすことができます。一例を挙げましたが、今後も眼科専門医の皆様が混乱を来さないよう制度設計してまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと願っております。

新専門医制度下では眼科医過剰地域で専攻医（新しく眼科医を目指す新入医局員）の定員が決められ、実質上の入局制限が始まりました。将来は専攻医だけでなく眼科専門医にも種々の制約がかかる可能性があります。日本眼科医会は日本眼科学会に協力して、眼科医の皆様が安心して活躍できるよう粘り強い対応をさせていただき所存です。